

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター

札幌圏雇用センサス 2018年6月の相談状況

「基本を守ることができるか！」

～労基法を守る、雇用契約書・就業規則を守る、労働者を人として尊重する～

1. 2018年6月相談概況

年 月 \ 項 目	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2018年 6月	73人	99件	1.36件
2018年 5月	64人	96件	1.50件
2017年 6月	65人	106件	1.63件

- (1) 相談者の状況 資料－1 「2018年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
 資料－2 「2018年6月 相談件数 (雇用形態別)」
 資料－3 「2018年6月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」
 資料－4 「2018年6月 相談件数 (業種別)」

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	男	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	46	26	7	3	7	1	1	1	0	0
件 数	65	37	10	4	10	2	1	1	0	0
計	1.41	1.42	1.43	1.33	1.43	2.00	1.00	1.00	0.00	0.00

	女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	27	10	4	9	0	0	1	3	0	0
件 数	34	14	5	11	0	0	1	3	0	0
計	1.26	1.40	1.25	1.22	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00

	男女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	73	36	11	12	7	1	2	4	0	0
件 数	99	51	15	15	10	2	2	4	0	0
計	1.36	1.42	1.36	1.25	1.43	2.00	1.00	1.00	0.00	0.00

- ① 6月の相談者数は雇用形態別で正社員（「社員」と同意、以下同じ）が36人、
 期限付き雇用契約社員（「契約、パート、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣」の

総称、以下同じ）が３７人と、ほぼ同数となりました。一方相談件数では正社員の件数が５１件に対して期限付き雇用契約社員は４８件とほぼ同数であるものの一人当たりの件数で正社員１．４２件／人、期限付き雇用契約社員は１．１７件と相談件数が正社員にやや偏る傾向にあります。

相談者の男女別では男性４６人に対して女性は２７人です。相談者の内訳は、男性相談者は６割弱が正社員、女性相談者では正社員比率が約３割と期限付き雇用契約社員からの相談が多くなっています。

相談件数は男性６５件（１．４１件／１人）、女性３４件（１．２６件／１人）、全体では９９件（１．３６件／１人）となっています。男性労働者のうち雇用契約期間の比較的長い基幹的労働者に相談が集中しています。

- ② 業種別相談状況では「その他サービス業」（１６人・２８件）、「卸・小売・飲食店」（１４人・１８件）及び「医療・福祉・医薬品業」（１３人・２０件）から多くの相談が寄せられていて、人数・件数ともに全体の約６割を占めています。状況については、以下の表のとおりです。

【業種別・雇用形態別 相談者数／業種別相談件数】

	人数計	社員	契約	パート	アルバイト	嘱託	季節	派遣	その他	相談件数	１人／件数
A 農林漁業・協同組合	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1.00
B 食品加工業	5	2	0	2	0	0	0	1	0	5	1.00
C 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
D 建設・設計・重機業	3	2	0	0	0	0	1	0	0	3	1.00
E 製造業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.00
F エネルギー・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
G 通信・報道・IT業	3	3	0	0	0	0	0	0	0	4	1.33
H 交通業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1.00
I 陸運・倉庫業	4	3	0	0	1	0	0	0	0	5	1.25
J 卸・小売業・飲食店	14	1	1	6	6	0	0	0	0	18	1.28
K 商品斡旋・リース業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
L 金融・保険・不動産業	4	1	2	0	0	0	0	1	0	4	1.00
M 医療・福祉・医薬品業	13	10	1	2	0	0	0	0	0	20	1.54
N ビル管理・警備業	4	0	3	1	0	0	0	0	0	5	1.25
O 労働者派遣業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
P 教育・学校業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1.00
Q 会計・行政・法律事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
R その他サービス業	16	9	2	1	0	1	1	2	0	28	1.75
S 公務・公共サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
T 分類不能・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
合計	73	36	11	12	7	1	2	4	0	99	1.36

3つの業種から寄せられる相談内容は「賃金関係」及び「労働時間関係」に集中しています。「賃金関係」では未払いに関する内容が多く、「労働時間関係」では休日・休憩、年次有給休暇に相談が集中しています。

6月の「その他サービス」の業種にはコールセンター、印刷関連業種及び娯楽・遊戯関連職種からの相談が多く何れも人手不足を要因とする過重労働・賃金未払の内容が目立ちます。

(2) 相談項目について	資料－2	「2018年6月 相談件数 (雇用形態別)」
	資料－4	「2018年6月 相談件数 (業種別)」
	資料－5	「2018年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

「賃金関係」	25件	(月例賃金未払5件 不払残業・割増未払9件 一時金3件 最低賃金2件 その他賃金5件 賃下げ1件)
「労働時間関係」	25件	(年次有給休暇14件 休日・休暇4件 その他労働時間5件 週40時間・長時間労働 2件)
「労働契約関係」	11件	(就業規則・雇用契約9件 その他契約1件 配転・出向・転籍1件)
「保険・税」	9件	(雇用保険・労災4件 健保・年金3件 税金問題2件)
「雇用関係」	8件	(解雇・退職強要・契約打切8件)
「差別等」	6件	(嫌がらせ・パワハラ5件 セクハラ1件)
「その他」	5件	(経営問題・労務管理2件 上記以外の相談3件)
「退職関係」	4件	(退職金・退職手続2件 その他退職2件)
「労働安全衛生」	3件	(労働災害2件 安全衛生1件)
「労働組合関係」	3件	(運営1件 不当労働行為2件)
相談件数合計	99件	

全ての項目に相談が寄せられました。「賃金関係」、「労働時間関係」及び「労働契約関係」の相談が多く6割強に達しています。「労働時間関係」では年次有給休暇及び休日・休暇に関する相談が7割に達しています。これらの解決には何れも賃金不払い対策と同様の手法を取らねばならない内容です。「労働契約関係」は事業主が雇用契約・就業規則を遵守しないという内容が大半です。

「保険・税」の相談が上位に位置しました。これは、短時間労働者の社保加入や配偶者控除の制度変更による問い合わせが増えたためです。「雇用関係」は8件全てが解雇・退職強要・契約打ち切りの内容であり、半数以上は嫌がらせ・パワハラ・セクハラとの合体型となっています。したがって違法率も非常に高いのが特徴的です。

(3) 相談内容の違法状況について

資料－6	2018年6月 違法件数 (相談項目・雇用形態別)
------	---------------------------

資料－ 7 2 0 1 8 年 月別集計 違法件数（相談項目別）
 資料－ 8 2 0 1 8 年 6 月 違法件数（業種別）

7 3 人から寄せられた 9 9 件の相談中、違法と判断される項目は 5 0 件となっています。違法率は 5 0 . 5 %です。今年のワースト記録となりました。

【項目別違法件数の分布】

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	1 6 件	6 4 . 0 %	2 5 件
労働時間関係	1 3 件	5 2 . 0 %	2 5 件
雇用関係	7 件	8 7 . 5 %	8 件
労働契約関係	6 件	5 4 . 5 %	1 1 件
差別等	4 件	6 6 . 7 %	6 件
安全衛生	2 件	6 6 . 7 %	3 件
労働組合関係	2 件	6 6 . 7 %	3 件
退職関係	0 件	0 0 . 0 %	4 件
保険・税関係	0 件	0 0 . 0 %	9 件
その他（経営問題・労務管理）	0 件	0 0 . 0 %	5 件
総 数	5 0 件	5 0 . 5 %	9 9 件

雇用関係の相談 8 件は全て「解雇・退職強要・契約打ち切り」の内容であり、その中 7 件が違法案件でした。また、解雇・退職強要の手法としてパワハラ・嫌がらせを駆使するというものです。そのため「差別等」の相談の違法率高くなっています。賃金関係では月例賃金や残業手当の未払いの相談は件数・違反率共に高く違反率では 8 0 %を超えています。雇用形態ではパート・アルバイト・嘱託の 3 形態の違反率が高く特にパートで 8 割が違法内容となっています。これら 3 形態の違反内容は労働時間と賃金関係に集中しており、労働契約以上の労働を強いられる一方、賃金が支払われないという内容が散見されます。

2. 2 0 1 8 年 6 月の雇用情勢

6 月 1 2 日北海道労働局は 2 0 1 7（平成 2 9）年の申告事案（労働者からの労働関係法令違反通告）への対応等を公表しました。申告処理件数は 1 7 3 0 件で業種は建設業・商業・接客娯楽業・保険衛生業（福祉・医療）が上位としました。内訳では賃金不払いと解雇が全体の 9 割を占めるとしています。

また、昨年は 6 月 1 9 日に、2 0 1 6（平成 2 8）年の申告事案 1 7 0 0 件の内容を公表しました。1 7 0 0 件の上位 2 つは賃金未払いと解雇であり業種は建設業・商業・接客娯楽業・保険衛生業（福祉・医療）が上位です。

2 年続けて殆ど同じ内容です。ただ、この間有効求人倍率は常に前年対比を上回る高

水準とされています。相談上位の業種は何れも人手不足が顕著であり常に「求人」をアピールする業種です。何故求人応募が無いかを考えるのではなく、労働者が辞めた理由、解雇してしまった理由を考えることが大切と言わざるを得ません。

北海道内の4月から6月期の業況調査（北海道新聞7月13日まとめ）では業績は改善傾向にあるものの人手不足は深刻の度合いを深めているとしています。建設業を筆頭に全ての業種が人手不足としています。この人手不足は昨年3月期から「深刻」との評価であることから、要因について精査する必要があります。

今年6月の雇用情勢を見る限りではその感を一層強く抱きます。賃金や労働時間という雇用契約の最重要項目について違反が高く、退職の際に苛め・嫌がらせ・恫喝そしてパワハラを用いて賃金支払いを断念させるという相談内容を聞けば、その職種には人が寄り付かないのは当然となります。

景気回復のために雇用労働者を増やし、働く場をどんどん増やし労働者の雇い入れ数を増やすのは大切です。しかし、非正規雇用労働者による就退職の繰り返しでは意味がありません。今、働いている人の姿を見て次の雇用労働者が生まれてくるというサイクルができなければ産業活性も景気回復もありません。

是非、労働基準法を守る、雇用契約書・就業規則を守るそして労働者を人として尊重する、この基本的なことを頭に叩き込んでから事業に取り組むという方針が今必要なのではないでしょうか。

以 上